

# 資料

財務省

2019年11月15日

# 高所得者への児童手当（現金給付）の在り方の見直し

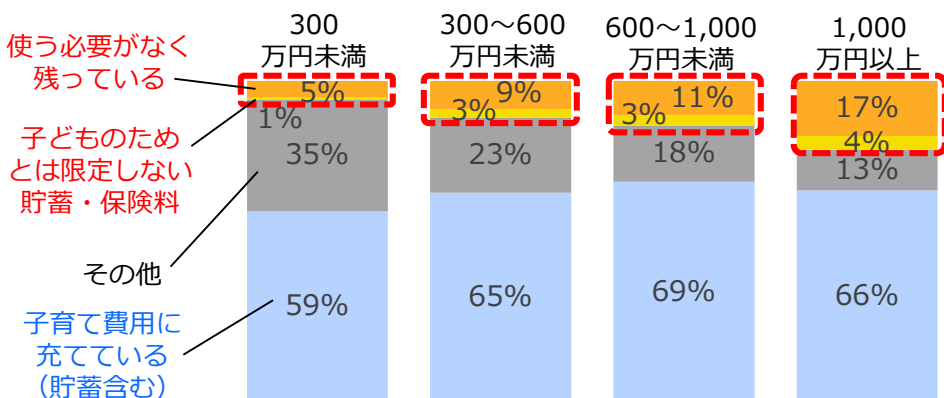
令和元年10月9日  
財政制度等審議会 財政制度分科会  
提出資料（一部修正）

- 厚生労働省による児童手当の用途についての調査では、世帯年収が高いほど、「使う必要がなく残っている」等の回答が多い。
- また、所得基準を超えている者に対しても、「当分の間」の措置として、月額5,000円（年額6万円）の「特例給付」が支給されている。サンプル調査ではあるが、こうした者も含め、児童手当受給者の約16%が年収1000万円以上、約3%が年収1500万円以上
- 本年10月から、従来家計にとって負担となっていた3-5歳児等の幼児教育・保育の無償化も実施。

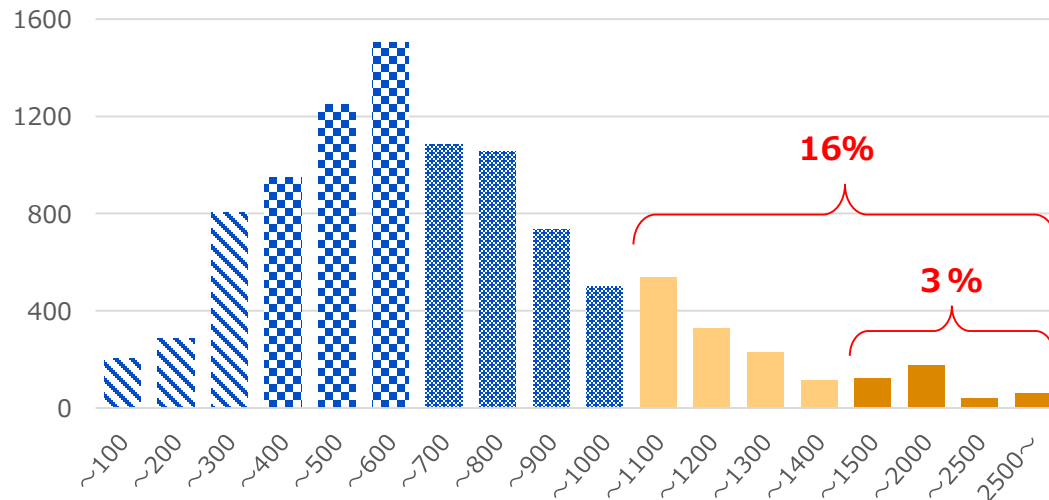
## 児童手当等の概要

主たる生計者の年収	概要	対象児童数・国費 (2019年度予算)
～960万円未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 0～3歳未満 月1.5万円（年18万円）</li> <li>○ 3歳～小学校修了まで 第1子第2子 月1万円（年12万円） 第3子以降月1.5万円（年18万円）</li> <li>○ 中学生 月1万円（年12万円）</li> </ul>	1,479万人 (1兆1,426億円)
960万円～	○中学生以下 月0.5万円（6万円／年）（当分の間の「特例給付」）	145万人（553億円）

## 児童手当（特例給付除く）の用途



## 児童手当（特例給付含む）受給者の世帯年収



(注) 「子育て費用に充てている（貯蓄含む）」とは、「子どもの生活費」、「子どもの教育費等」、「子どものおこづかいや遊興費」、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」に充てているとの回答の金額を合計したものと、「その他」とは、「大人のおこづかいや遊興費」、「子どもに限定しない家庭の日常生活費」、「その他」に充てているとの回答の金額を合計したものと。

(出所) 厚生労働省「平成24年児童手当の用途等に係る調査」

(出所) 厚生労働省「平成24年児童手当の用途等に係る調査」

## 【改革の方向性】（案）

- 教育・保育などへの現物給付が充実していく中で、必ずしも子どものために充てられるとは限らない児童手当（現金給付）については、政策効果や公平性の観点から、用途等の実態を踏まえた所得基準や給付額見直しを検討すべき。特に、所得基準を超える者への特例給付については、廃止を含めた見直しを行うべき。